

# 令和5年度 四季の丹波「コト体験」コンテンツ・ブラッシュアップ等支援事業 実施者募集について

旅行ニーズの「モノ消費」から「コト消費」への移行、マイクロツーリズムやインバウンド需要等を見据え、中小企業者等が実施する丹波の地域資源を活用した「コト体験」コンテンツのブラッシュアップや外国人観光客受入の準備・整備等を支援することにより、四季を通じて更なる誘客を図ります。

## 1 対象事業

以下の全ての要件に該当する事業であること

- (1) 丹波地域への観光誘客促進やインバウンド需要に向けて、補助対象者が新たに取り組む、地域資源を活用したコト体験（体験型プログラム）に係る以下に掲げる事業（既存の取組、新規でも単なるイベントや情報発信等に係るものは除く。）
    - ① 新たなコンテンツの開発
    - ② 既存コンテンツの規模・内容の拡充、品質の向上・改善
    - ③ 外国語対応を行うコト体験コンテンツ
  - (2) 体験することを通して販売促進に資するプログラムとするなど、一定程度地域内消費に繋がる事業
  - (3) 事業終了後も不特定多数が利用可能で、翌年度以降3年以上継続が見込まれる事業
- ※ 上記の要件を全て満たすフィールドパビリオンコンテンツ事業も対象です。

## 2 コト体験等の定義

コト体験とは、地域資源を活用した「コト消費」による旅行者を対象とした体験型プログラムを提供する観光の形態を指します。

- ◇ モノ消費：消費者がお金を使う際に、商品の所有に価値を見出す消費性向のこと
- ◇ コト消費：アクティビティやイベントなど、所有では得られない体験や経験に価値を見出す消費性向のこと

コト体験コンテンツの例	
〈食・農〉	いちご狩り、ブルーベリー狩り、栗拾い、黒枝豆収穫、しいたけ狩り、茶摘み、そば打ち、酒蔵見学、間伐 等
〈ものづくり〉	陶芸、窯元巡り、丹波布織り、草木染め、木工、檜皮葺 等
〈スポーツ・アウトドア〉	サイクリング、パラグライダー、ロッククライミング、弓道 等
〈生活文化〉	街歩き、茶道 等
〈早朝・ナイトタイム〉	雲海鑑賞登山、蛍観賞 等

## 3 支援内容

### (1) 補助対象者

丹波地域に本店又は活動拠点を有し、体験型プログラムを営む中小企業、中小企業団体（事業協同組合等）、小規模事業者、複数の中小企業者等で構成する実行委員会、個人事業主等（地域団体や農業従事者等を含む）。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- ① 政治、宗教、選挙活動又はこれらの団体の宣伝活動を行う者
- ② 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を行う者
- ③ その他事業の趣旨に適合しないと認められる者

(2) 補助金額

1 補助事業者あたり補助対象経費の1/2以内で20万円を上限  
(千円未満切捨)

(3) 補助対象経費

謝金・旅費、印刷費、需用費、役務費、宣伝費、委託料、使用料、備品購入費、工事費 等

※食糧費、領収書がない等使途が不明な経費、恒常的な運営経費等は補助対象外とします。詳細は、「令和5年度 四季の丹波『コト体験』コンテンツ・ブラッシュアップ等支援事業応募要領」をご確認いただくとともに、下記へお問い合わせください。

(4) 補助事業の実施期間

交付決定の日～令和6年2月29日（木）

事業着手は交付決定後とし、期間内に支払を終えた経費が対象です。

なお、補助事業終了後も、不特定多数が利用可能なプログラムとして翌年度から3年以上、継続して実施していただくこととします。

4 補助事業の募集受付期間

令和5年4月20日（木）～6月30日（金）

5 補助金の交付決定

県民局が設置する審査会において、事業の内容や効果等を審査のうえ採択事業を決定し、7月中に通知及び交付決定の手続を行います。審査の結果、採択しない場合がありますので、ご注意ください。

審査会は7月に1回のみ実施します。応募者は審査会に出席し、事業内容に対する質疑応答を受けることを原則とします。なお、審査会の日程等は応募後にご連絡します。

6 申請方法等

募集についての詳細や申請書類については、同応募要領をご覧ください。

なお、「丹波県民局ホームページ」から応募要領、申請書類をダウンロードできます。

URL <https://web.pref.hyogo.lg.jp/tnk11/05kototaiken.html>

7 お問い合わせ・提出先

兵庫県丹波県民局県民交流室産業振興課

〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原688

TEL：0795-73-3788 FAX：0795-72-3077

E-mail：tambakem@pref.hyogo.lg.jp

(受付時間9：00～17：30、土日祝を除く)